

# 新卒者体験雇用事業の見直し

## 新卒者体験雇用事業

(平成21年度第2次補正:制度要求、平成22年度予算額 3.7億円)

- 学卒未就職者を対象とした体験雇用（有期雇用）の機会を設けることにより、未就職卒業者の希望職種の選択肢を広げるとともに、求職者と事業主の相互理解を深め、その後の正規雇用への移行を促進することを目的として、新卒者体験雇用奨励金を事業主に支給。
- 対象者：卒業後も就職活動を継続中の大学生、高校生等（平成22年3月卒）
  - ※ ハローワークへの求職申込みをしている者
  - ※ 体験雇用の開始日は卒業日の翌日以降
- 事業実施期間：平成22年度限りの時限措置

### 改正内容

	体験雇用期間	支給額	イメージ
改正後	1か月～最長3か月	体験雇用期間に応じて対象者1人につき、最大16万円 ※最初の1か月は月額8万円、2か月目、3か月目は月額4万円	
改正前	1か月	月額8万円	